

全国児童福祉主管課長

・子育て応援特別手当関係課長会議

(「Ⅱ. 安心こども基金について」別冊)

【目次】

○ひとり親家庭等への支援の拡充について	1
○社会的養護の拡充について	8

平成 2 1 年 6 月 1 0 日 (水)
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課・同課母子家庭等自立支援室

○ ひとり親家庭等への支援の拡充について

ア 高等技能訓練促進費の拡充

(ア) 改正内容

母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間養成機関に通うことが必要になり、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

そのため、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費について、支給額を引き上げるとともに、現在の経済・雇用情勢を踏まえ、平成23年度末までに修学を開始している者の支給期間について、現行「修学期間の後半1/2（上限18月）」を「修学期間の全期間」に延長する関係政省令が6月5日に公布・施行されたところであり、本年6月分の支給から支給額が引き上がるとともに、修学者のうちの未申請者の申請が可能となるので、母子家庭の母への周知や地方自治体の補正予算による対応も含め、制度の円滑な施行に取り組んでいただくようお願いする。

(イ) 在籍状況の確認

受給者の養成学校の在籍状況の確認については、これまでも、申請時に在籍証明書及び修得単位証明書の提出を求めるとともに、定期的に出席状況に関する報告を求めることができることとされ、これらの手続きにより確認してきたところであるが、今回の拡充により、修学開始月からの申請・支給が可能となったことを踏まえ、申請時に在籍証明書の提出を求めることのほか、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出や出席状況の確認を行うこと等により確認することとしたのでご留意いただきたい。

また、確認の結果、養成機関に通った日のない月があることが判明した場合には、当該月分については支給対象としない取扱となるので、併せてご留意いただきたい。

(ウ) 財源の取扱

今般の拡充に際して、高等技能訓練促進費等事業の国費補助については、従来からの「母子家庭等対策総合支援事業費」とともに「安心こども基金」を活用することとしているが、両者の関係については、両者とも修学期間の前半・後半を問わずに補助対象

とすることができることとした上で、「母子家庭等対策総合支援事業」による補助が行われない分について「安心こども基金」から取り崩すこととする。

また、支給期間の延長については、平成23年度末までに修学を開始している者を対象としており、平成24年度以降も修学が修了するまでの間は高等技能訓練促進費の支給が発生することから、「安心こども基金」のうち高等技能訓練促進費に係る分について平成26年度末まで残すこととしている。

イ 職業訓練中の託児サービスの実施

(ア) 事業内容

就業困難者に対する職業能力開発形成機会の拡充が図られているが、子どもを抱えるひとり親が職業訓練を受けるためには、その間の託児サービスが必要であることから、母子家庭等就業・自立支援センター等において、当該サービスを提供する。

(イ) 提供方法

託児サービスの提供に当たっては、母子家庭等就業・自立支援センターに委託して実施するものとするが、他に適切と認められる法人がある場合については、当該法人に委託することも差し支えない。

また、託児サービスに従事する者の数は、おおむね児童福祉施設最低基準を満たす人数とするとともに、少なくともそのうち1名は保育士の資格を有する者とする。

(ウ) 提供場所

託児サービスを提供する場所について、母子家庭等就業・自立支援センター内のスペースのほか、実施主体が事業を適切に実施できるものと認めた場所についても可能とする。

(エ) 提供時期

託児サービスの提供時期については、ハローワーク等からの情報収集等を行い、ひとり親の職業訓練への参加の見込みを踏まえつつ適切な時期に実施するよう配慮すること。

ウ 就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施

(ア) 事業内容

地域との結びつきが弱く、引きこもりがちであるなど、自発的

に就業に向けた活動を行うことが困難な母子家庭の母の自立を積極的に促進するため、戸別訪問を行うことにより、母子家庭の母親が抱える様々な不安や悩みに対する相談支援等を行うとともに、母子自立支援プログラム策定等事業などの活用に関わり、母子自立支援プログラム策定後の就業活動に必要な被服等に購入に要した費用について支援する。

(イ) 戸別訪問員の資格要件等

戸別訪問については、福祉事務所等に戸別訪問員を配置して行うものとする。また、戸別訪問員については、社会的信望があり、業務を行うのに必要な識見を持つと実施主体の長が認める者とする。

(ウ) 就業活動支度への支援について

本支援については、就業活動を円滑に行うため、就業活動に必要な被服や靴、靴等の購入に要した費用について対象者1人あたり5万円を上限として精算払いの方式により給付を行う。

また、給付を行うに当たっては、就業活動に必要な被服等を購入した場合に、領収書等により購入に要した費用等を確認の上支給すること。

エ 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭への就業支援の実施

(ア) 事業内容

現下の厳しい雇用情勢の中、子育てと生計の維持という2重の負担を抱えるひとり親にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

このような者に対して、適切な就業環境を与えると同時に適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO法人等に委託して行う。

(イ) 就労支援チーム

母子家庭等就業・自立支援センターと連携して活動する就業支援チームを設置することにより、ひとり親家庭の就業を支援する。

オ 職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等への就業支援の実施